

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	年	月	日から	法人名	
	年	月	日まで		

第六号様式別表五の七

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 ($\frac{\quad}{100}$)	税額 (イ)	旧税率 ($\frac{\quad}{100}$)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式⑳	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式㉔	⑤	0.00			
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉕	⑥	0.00			
	年800万円を超える金額 第6号様式㉖	⑦	0.00			
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉗	⑧	0.00			
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉘	⑨	0.00			
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式㉙	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉚	⑪	0.00			
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉛	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㉜	⑬	0.00			
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0.00		0.00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	0.00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$\frac{⑮ \times 3}{4}$	⑯	円 0.00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\frac{⑮ \times (3 \times (40 \text{億円} - ③))}{40 \text{億円}}$	⑰	0.00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$\frac{⑮}{2}$	⑱	円 0.00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\frac{⑮ \times (40 \text{億円} - ③)}{20 \text{億円}}$	⑲	0.00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$\frac{⑮}{4}$	⑳	円 0.00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\frac{⑮ \times (40 \text{億円} - ③)}{40 \text{億円}}$	㉑	0.00